

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

## 事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地		□新規 □変更 令和2年9月29日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) マクセル株式会社 代表取締役 取締役社長 中村 啓次 電話 075-956-4141					
主たる業種	蓄電池製造業						
事業者区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで						
基本方針	令和元年度を基準量に、令和4年度の温室効果ガス排出量を24%以上削減する。						
計画を推進するための体制	事業本部長をトップとするエネルギー管理の推進体制を定め、施設管理部門長を会長とする地球温暖化防止部会を設置し、新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29~1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	18,713.1 トン	17,613.5 トン	16,406.8 トン	16,243.0 トン	-10.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	19,777.2 トン	8,204.0 トン	6,997.3 トン	6,833.5 トン	-62.9 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	ユーティリティ設備更新を計画的に実施し、エネルギー効率を向上する。					
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (内作生産高G円)	775.25	868.90	1,003.35	993.33	23.21 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	環境適合製品の開発と拡大により、原単位の向上を図る。						
具体的な取組及び措置の内容	重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (1) 年度	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	備考	
		125.0 パーセント	125.0 パーセント	125.0 パーセント	125.0 パーセント		
	(2) 年度	空調機更新により電力削減、及び機器の適正な運転管理。					
	(3) 年度	変圧器更新により電力損失削減、及び機器の適正な運転管理。					
(4) 年度	変圧器更新により電力損失削減、及び機器の適正な運転管理。						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	JR山崎駅、阪急大山崎駅と会社の間で送迎バスを運行。					
	上記の措置を採用する理由	近隣企業での共同運行であり効果が見込める為。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2) 年度	第2年度 (3) 年度	第3年度 (4) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	地域社会貢献活動として「花いっぱい運動」「手作り乾電池教室」の出前事業の取り組みとゴミゼロ活動、又、生物多様性活動として「大山崎町の竹林整備活動」「琵琶湖外来魚駆除大会」へ参画しております。更に環境へ配慮した製品の開発・製品化をしています。（＊コイン形全個体電池の開発、発泡シート等）						
特記事項	ガスエンジンコーチェネレーション(CGS) *2年目以降廃止 第三計画期間からの超過削減量28,228.5トンのうち、第1年度は9,409.5トン、第2年度は9,409.5トン、第3年度は9,409.5トン差し引きます。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。